

居住費・食費の利用者負担限度額について

介護保険施設入所に係る居住費・食費は、全額自己負担（保険給付対象外）ですが、利用者とその世帯員の課税状況等によって自己負担の上限が設けられます（負担限度額の認定）。以下の所得要件・資産要件ともに満たしている場合のみ対象となります。

所得要件	資産要件	利用者負担段階
①生活保護受給者又は②世帯全員※1 が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者	①資産要件なし ②預貯金等の合計額が <u>単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下</u>	第1段階
世帯全員※1 が市町村民税 <u>非課税</u> で、課税年金収入額場合＋非課税年金収入額＋合計所得金額の <u>合計が年間80万円以下</u>	預貯金等の合計額が <u>単身で650万円、夫婦で1,650万円以下</u>	第2段階
世帯全員※1 が市町村民税 <u>非課税</u> で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋合計所得金額の <u>合計が年間80万円超え、120万円以下</u>	預貯金等の合計額が <u>単身で550万円、夫婦で1,550万円以下</u>	第3段階①
世帯全員※1 が市町村民税 <u>非課税</u> で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋合計所得金額の <u>合計が年間120万円超え</u>	預貯金等の合計額が <u>単身で500万円、夫婦で1,500万円以下</u>	第3段階②

※1：世帯を分離している配偶者及び内縁関係の者を含む。

※64歳以下の第2号被保険者の方の資産要件は、所得要件に関わらず、預貯金等の合計額が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下。

居住費・食費の利用者負担限度額は、以下のとおりです。（単位：円／日）

利用者負担段階	居 住 費				食 費
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
第1段階	820円	490円	490円 (320円)※1	0円	300円
第2段階	820円	490円	490円 (420円)※1	370円	390円 (600円)※2
第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)※1	370円	650円 (1,000円)※2
第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)※1	370円	1,360円 (1,300円)※2

※1：介護老人福祉施設に入所した場合、又は、短期入所生活介護を利用した場合の居住費（従来型個室）は()の金額です。

※2：短期入所サービス（ショートステイ）を利用した場合の食費は()の金額です。

※第4段階については、利用者負担限度額は設けられていないため基準額となります。

注意事項

- ・負担限度額認定の基準に該当する方でも申請をしなければ、全額自己負担となります。
- ・決定後でも申請内容（世帯状況・課税状況・住所等）に変更があった場合は、すみやかに申し出をしてください。
- ・転出された（住所地特例を除く）場合は、改めて転出先の市町村で負担限度額認定の申請が必要となりますので、ご注意ください。